

令和2年度 機械設備積算基準書及び解説 新旧対照表

単価適用年月日：令和3年4月1日まで

表-1.7 現場管理費率 (%)

対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
水門設備、ダム施工機械設備、 ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0533	16.22
揚排水ポンプ設備、 除塵設備	23.83	105.57	-0.0998	14.30

対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
道路付帯設備	21.78	59.51	-0.0674	16.41

(2) 算定式

$$Jo = A \cdot P^b$$

Jo : 現場管理費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Joの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

表-1.8 据付間接費率 (%)

工種区分			据付間接費率	備考
水門設備	水門等	新設	130	
		維持修繕	140	
	小形水門設備	新設	80	
		維持修繕	90	
ゴム引布製起伏ゲート設備			90	
揚排水ポンプ設備			140	
除塵設備			110	
ダム施工機械設備			110	
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、 車両重量計設備、車両計測設備、 消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備			110	
道路排水設備・共同溝付帯設備			90	
ダム管理設備（流水止設備以外）			130	
ダム監視設備（流木止設備）			80	
鋼製付属設備			65	単独工事に適用

単価適用年月日：令和3年5月1日以降

表-1.7 現場管理費率 (%)

対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
水門設備、ダム施工機械設備、 ダム管理設備	21.89	44.73	-0.0479	17.14
揚排水ポンプ設備、 除塵設備	24.72	98.08	-0.0924	15.41

対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
道路付帯設備	22.76	55.45	-0.0597	17.71

(2) 算定式

$$Jo = A \cdot P^b$$

Jo : 現場管理費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Joの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

表-1.8 据付間接費率 (%)

工種区分			据付間接費率	備考
水門設備	水門等	新設	130	
		維持修繕	140	
	小形水門設備	新設	80	
		維持修繕	90	
ゴム引布製起伏ゲート設備			90	
揚排水ポンプ設備			140	
除塵設備			110	
ダム施工機械設備			110	
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、 車両重量計設備、車両計測設備、 消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備			110	
道路排水設備・共同溝付帯設備			90	
ダム管理設備（流水止設備以外）			130	
ダム監視設備（流木止設備）			80	
鋼製付属設備			65	単独工事に適用